



平成29年10月27日（金）

【照会先】

愛知労働局総務部総務課

課長 塩谷 欽一

総務企画官 栗本 辰也

（電話）052-972-0264

報道関係者 各位

非違行為者に対する懲戒処分について

愛知労働局（局長 木暮 康二）は、名古屋東公共職業安定所における以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします。

なお、非違行為者は、処分年月日と同日付けで依願退職しております。

1 概要

被処分者は、平成29年5月26日（金）、通勤に利用している自家用車で帰宅途中に、友人と食事をし、その際、ワインをグラスで4～5杯程度飲んだ。

その後、店を出てタクシーで帰宅しようとしたが、タクシーが捕まらず、酒気帯びと認識しつつ、自宅へ帰宅するために自家用車を運転し、途中の名古屋市内の市道で、対向車線に駐車中の車に接触し、車中にいた被害者に「頸椎捻挫により一週間の安静」の怪我を負わせた。

2 処分年月日

平成29年10月27日

3 被処分者の所属及び処分量定

所 属 名古屋東公共職業安定所

処分量定 停職6ヶ月

4 再発防止策

各所属長に対して、平成29年6月8日付け「綱紀粛正の保持及び服務規律の徹底について」の文書を発出し、綱紀粛正の保持と公務員として自覚ある行動の徹底を指示した。

平成29年8月9日に公共職業安定所長会議（労働局主要官職も出席）を開催し、管理者に対して再発防止の徹底について、改めて指導した。

また、今後、当局での各種会議等の機会を活用し、公務員倫理及び法令遵守並びに飲酒による不祥事の再発防止に万全を期すよう周知徹底を図ることとしている。